## ①働きやすい職場認証制度取得促進助成金交付要綱

(令和7年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が職場環境改善に向けた取組みを「見える化」し、求職者に対して運転者の就職を促進するため、一般社団法人日本海事協会(以下「認証機関」という。)が実施する「運転者職場環境良好度認証制度(通称:働きやすい職場認証制度)」の認証取得(新規認証または継続申請)した場合、その費用の一部を県ト協が助成することにより、人材確保に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、県ト協の会員であって、本年度の指定された期間内に「認証機関」に認証登録申請を行い、「認証機関」の審査に合格し、登録証書の交付を 受けた県内に本社のある事業者とする。経過措置として前年度(令和6年度)に認 証登録申請を行い、本年度に登録証書の交付を受けた県ト協の会員に対しても助 成の対象とする。

(助成額)

- 第3条 会員が負担した本制度の認証取得にかかる以下の費用(審査料・登録料)の一部として、県ト協は10,000円を上限助成する。
  - (1) 新規認証取得(一つ星、二つ星、上位認証取得を含む)
  - (2) 同位認証継続
  - (3) 三つ星を新規認証取得(上位認証取得を含む)

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員は、県ト協所定の別紙「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成申請書(様式1)に必要書類を添付して、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、申請の最終締め切りは、令和8年2月末日とする。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は会員から前条による申請を受けた場合は、その内容を確認し適正と認めたときは会員へ助成金の交付を行う。

(助成する条件)

第6条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上 ある会員には助成を行わないものとする。

## (助成金申請に関する調査協力義務)

第7条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に 係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

- 第8条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部 若しくは一部の返還を命じることができる。
  - (1)この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
  - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
  - 2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全 てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別 にこれを定める。

## (附則)

本要綱は、令和7年4月1日より施行する。